

3 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理等)

第17条 入所者については、その入所時及び毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(健康管理)

第二十四条 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十五条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定知的障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十七条 指定知的障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定知的障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定知的障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十八条 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員

イ 入所定員

- ロ 通所により指定施設支援を行うものにあっては、当該通所による利用定員
- ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の利用定員

- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額

- 五 施設の利用に当たっての留意事項

- 六 非常災害対策

- 七 その他施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 指定知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを

得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理)

第18条 入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

(衛生管理等)

第三十三条 指定知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十四条 指定知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

第三十五条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 指定知的障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定知的障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏ら

すことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定知的障害者更生施設は、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第三十七条 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるよう、当該指定知的障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、当該指定知的障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(苦情解決)

第三十八条 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十五条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 指定知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 指定知的障害者更生施設は、指定知的障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 指定知的障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第三章 知的障害者授産施設

第三章 指定特定知的障害者授産施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十三条 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように

努めなければならない。

- 3 指定特定知的障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数)

第21条 授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 生活指導員
- 五 作業指導員
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 生活指導員
- 三 作業指導員

3 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあっては、生活指導員又は作業指導員と兼ねることができる。

4 第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。

- 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数

第四十四条 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、第二号の介護職員については置かないことができる。また、入所定員が四十人を超えない指定特定知的障害者入所授産施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなけれ

- を四・三で除して得た数
- 二 通所による入所者の数を七・五で除して
得た数
- 5 小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。
- 6 第十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。
- ばならない。
- 6 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する保健師、看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数を、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上置かなければならぬ。
- 7 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。
- (指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)**
- 第四十五条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、第二号の保健師、看護師及び介護職員並びに第三号の栄養士を置かないことができる。
- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 二 保健師又は看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上
 - 三 栄養士 一以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなけれ

ばならない

- 5 指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な数の従業者を置かなければならぬ。

(分場を設置する指定特定知的障害者授産施設の従業者の員数)

第四十六条 指定特定知的障害者入所授産施設及び指定特定知的障害者通所授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する保健師、看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員を置くものとし、当該保健師、看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な数の従業者を置かなければならぬ。

第三節 設備に関する基準

(規模)

第20条 授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設である授産施設（小規模通所授産施設を除く。）二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 その他の授産施設 三十人以上の人員を入所させること（通所により入所させることを除く。）ができる規模

(設備の基準)

第19条 知的障害者授産施設（以下「授産施設」

（指定特定知的障害者入所授産施設の設備）

という。)のうち次項に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあっては、第一号、第二号、第四号、第十四号及び第十五号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 事務室
- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室
- 十六 相談室
- 十七 運動場

2 知的障害者小規模通所授産施設(通所施設である授産施設であって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下「小規模通所授産施設」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより当該小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 静養室
- 二 食堂
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 作業室又は作業場

3 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあっては、静養室又は作業室若しくは作業場と兼ねることができる。

4 授産施設には、必要に応じて原材料及び製

第四十七条 指定特定知的障害者入所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者(通所による入所者を除く。)
一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上であること。
 - ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
障害の特性に応じたものとすること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 七 医務室
治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け又是保護具を備えること。
 - ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- 九 作業設備
入所者の安全に配慮したものとすること。
- 十 更衣室
男子用と女子用を別に設けること。
- 十一 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

品の運搬のための機械器具を備えなければならない。

5 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

二 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものの設備の基準については、第九条第二項(第五号を除く。)及び第三項の規定を準用する。

7 第二項、第三項及び第四項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第五項第一号イの規定を準用する。

十二 運動場

必要な備品を備えること。

十三 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、一・ハメートル以上とすること。

2 指定特定知的障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定知的障害者通所授産施設の設備)

第四十八条 指定特定知的障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

障害の特性に応じたものとすること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 障害の特性に応じたものとすること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

□ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 作業設備

入所者の安全に配慮したものとすること。

七 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 運動場

必要な備品を備えること。

十 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・ハメートル以上とすること。

2 指定特定知的障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の基準)

第四十九条 指定特定知的障害者授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、前条の規定に準ずる。ただし、相談室及び運動場は設けないことができる。

第四節 運営に関する基準

(授産種目等)

第二十二条 授産施設が与える職業(以下単に「職業」という。)の種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定しなければならない。

2 授産施設は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(授産活動)

第五十条 指定特定知的障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第23条 授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

(準用)

第24条 第七条の五、第八条及び第十二条から第十八条までの規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。
2 第十四条第一項、第十五条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、小規模通所授産施設について準用する。

第四章 知的障害者通勤寮

(工賃の支払)

第五十一条 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

(準用)

第五十二条 第九条から第四十二条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準用する。

第四章 指定知的障害者通勤寮

第一節 基本方針

第五十三条 指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して居室その他の設備を利用するとともに、独立自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならない。

2 指定知的障害者通勤寮は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定知的障害者通勤寮は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者等の員数)

第五十四条 指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活支援員 二人以上

(職員の配置の基準)

第27条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 寮長

二 嘱託医
三 生活指導員

2 生活指導員の総数は二人以上でなければならない。

(規模)

第26条 通勤寮は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第25条 知的障害者通勤寮(以下「通勤寮」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯場
- 九 娯楽室
- 十 事務室
- 十一 指導員室
- 十二 相談・指導室

2 前項各号に掲げる設備のうち、居室については一室の定員は二人以上四人以下を標準とする。

3 第一項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあっては食堂と、指導員室にあっては事務室とそれぞれ兼ねることができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項に掲げる設備の基準については、第九条第二項(第一号口を除く。)を準用する。

2 第一項第二号に掲げる生活支援員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。

3 指定知的障害者通勤寮は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十五条 指定知的障害者通勤寮の設備の基準は次のとおりとする。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 静養室
 - イ 寢台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 障害の特性に応じたものとすること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 七 娯楽室
 - 必要な備品を備えること

八 相談・指導室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- 2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通勤寮の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第五十六条 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けることができるものとする。
- 3 指定知的障害者通勤寮は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるものの支払を受けることができる。
- 4 指定知的障害者通勤寮は、前三項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。
- 5 指定知的障害者通勤寮は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指導、助言等)

第五十七条 指定知的障害者通勤寮は、入所

	<p>者の独立自活に必要な助言及び指導のほか、入所者に対する給食の実施等の利用者が日常生活を営む上で必要な業務を行わなければならない。</p>
(生活指導)	<p>第28条 通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。</p>
(健康管理の指導)	<p>第29条 通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。</p>
(運営規程)	<p>第五十八条 指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。</p> <p>第五十九条 指定知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。</p> <p>第六十条 指定知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 定員 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項
(準用)	<p>第30条 第七条の五、第十二条及び第十八条の規定は、通勤寮について準用する。</p> <p>第六十一条 第九条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条から第四十二条までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用する。</p>
第五章 知的障害者福祉ホーム（略）	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p>

(知的障害者更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する知的障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)について第七条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」と、同号ロ中「収納設備等を除き六・六平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

(知的障害者授産施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する知的障害者授産施設の建物について第四十七条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」と、同号ロ中「収納設備等を除き六・六平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

(知的障害者通勤寮の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物について第五十五条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」と、同号ロ中「収納設備等を除き六・六平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。